

山鹿市民医療センター勤怠管理システム導入業務委託に関する公募型プロポーザル 実施要領

本要領は、山鹿市民医療センター勤怠管理システム導入業務委託（以下「本業務」という。）の契約候補者を、公募型プロポーザル方式により選定するための手続きについて、必要な事項を定めるものである。

1 委託業務名

山鹿市民医療センター勤怠管理システム導入業務委託

2 委託業務内容

別添「山鹿市民医療センター勤怠管理システム導入業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年1月30日（金）まで

4 契約限度額

19,220,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

提示額は提案に当たっての目安（上限）となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなるため、提示額とは必ずしも一致しない。

5 費用負担

受注者が本業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、山鹿市民医療センター（以下「本センター」という。）は、契約金額以外の費用を負担しない。

6 参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- （1） 許可病床数200床以上の自治体病院に対し、看護部門の交代制勤務シフト作成や診療報酬への対応（様式9）等、医療機関向けに開発されたシステムの導入実績があること。
- （2） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- （3） 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

- (4) 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 山鹿市工事等契約に係る指名停止等の措置要綱（平成１７年告示第１２２号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税において未納がないこと。
- (7) 山鹿市暴力団排除条例（平成２３年山鹿市条例第１９号）第２条第２号に規定する暴力団員が、支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれに準ずる地位に就任し、又は実質的に経営に関与していないこと。

7 選定方法

公募型プロポーザル方式とする。応募書類とプレゼンテーションによる審査を行い、最も優れた提案を行った者を、受託候補者として選定する。

8 質問書

本プロポーザルに参加を希望する者からの質問を次のとおり受け付ける。

なお、質問は提出書類の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限る。

(1) 提出書類

質問書（様式１）

(2) 提出方法

質問書を、下記１９記載の電子メールアドレス宛てにデータで提出し、必ず提出日のうちに、本実施要領の末尾記載の担当者に、提出した旨を電話連絡すること。

(3) 提出期限

令和７年５月２３日（金）正午まで

(4) 質問への回答

質問書に対する回答は、質問者名を伏せた上で、令和７年５月２７日（火）正午までに本センターホームページに掲載する。

9 参加申込

(1) 提出書類

① 参加申込書（様式２）

② 誓約書（様式３）

③ 会社概要（様式４）

※会社概要が分かるパンフレット等を添付すること。

- ④ 法人の履歴事項全部証明書（発行から３ヶ月以内の原本。個人の場合は、地方自治法施行令第１６７条の４第１項第１号及び第２号に該当する者でないことを証する書類）
- ⑤ 印鑑証明書（発行から３ヶ月以内の原本）
- ⑥ 直近２事業年度分の貸借対照表及び損益計算書の写し。
- ⑦ 役員の一覧表（法人のみ。任意様式）
- ⑧ 消費税及び地方消費税並びに本店の所在地の都道府県民税について未納がないことの証明書（発行から３ヶ月以内の原本）

（２） 提出部数

各１部

（３） 提出期限及び提出方法

令和７年５月３０日（金）正午まで

持参又は郵送（書留郵便に限る。）とし、郵送の場合は期限内必着とする。

（４） 提出先

末尾記載の提出先

１０ 企画提案書の作成及び提出

（１） 提出書類・必要部数

① 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届（様式５） 原本１部

② 実施体制に係る各種調書及び企画提案書等 原本１部、副本７部

ア 技術者の概要（様式６）

イ 業務実績調書（様式７）

ウ 担当技術者調書（様式８）

エ 技術責任者の経歴及び実績等調書（様式９）

オ 再委託調書（様式１０）

※あらかじめ書面により本センターの承諾を得た場合を除き、本業務の履行を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。

カ 工程表（様式１１）

キ 企画提案書（任意様式）

ク 参考見積書及び見積明細（任意様式）

（２） 提出期限及び提出方法

令和７年６月６日（金）正午まで

持参又は郵送（書留郵便に限る。）とし、郵送の場合は期限内必着とする。

（３） 提出先

末尾記載の提出先

1 1 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとする。

(1) 1次審査（書類審査）

採点が6割を超えた事業者を最大3社選定し、結果を通知する。

(2) 2次審査（プレゼンテーションによる最終審査）

1次審査で選定した事業者に対し、企画提案に関するプレゼンテーションを実施し、下記1.3(2)で示す審査基準に基づき評価した上で、最も優れた提案を行った事業者を選定し、結果を通知する。

① プレゼンテーション

ア 期日 令和7年6月18日（水）

イ 場所 山鹿市民医療センター 1階 医療研修センター

ウ 人数 3人以内

エ 時間 45分以内（提案者説明：30分以内 質疑応答：15分以内）

オ 方法 提出した企画提案書に基づき説明すること。

カ 機器 プロジェクター及びスクリーンが必要な場合は、貸与する。

上記以外の必要な機器は、提案者が準備すること。

1 2 審査結果の通知

審査結果は書面でプロポーザルの審査参加者に通知する。

1 3 審査基準及び配点

(1) 1次審査

項目		評価基準	配点
I	企業信頼度	会社の規模、財務・経営状況から本業務を履行できる能力はあるか。	10
II	業務の実施体制	適切に業務を実施できる体制は整っているか。	10
III	システム機能要件	仕様書の要件は満たしているか。	40
IV	当該業務の実績	自治体病院に対する業務実績は十分か。	20
V	見積額	必要と認められる経費のみが計上され、積算は正確かつ明解であるか。	20
合計			100

(2) 2次審査

項目		評価基準	配点
I	操作性・利便性	職員が使いやすいシステムであるか。	20
II	データ登録・管理	業務担当者が負担なく情報の登録・管理ができるシステムであるか。	20
III	システム導入	システムを円滑に導入できる提案であるか。	10
IV	本稼働支援	本稼働時のサポートは十分なものか。	10
V	運用支援・保守	運用支援及び保守体制は十分なものであるか。	10
VI	情報セキュリティ	情報セキュリティ対策は十分なものであるか。	10
VII	追加提案	仕様書以外の内容について、本センターにとって必要性が高い付加価値のある提案があるか。	10
VIII	プレゼンテーション	提案内容の説明や質問への回答は明確であるか。	10
合計			100

1.4 採点基準

評価	得点
非常に優れている	配点×1.0
優れている	配点×0.8
標準的である	配点×0.6
やや劣っている	配点×0.4
劣っている	配点×0.2
評価不能（記載なし）	配点×0.0

1.5 日程

項目	期日
公募開始	令和7年5月8日（木）
質問書提出期限	令和7年5月23日（金）正午
質問書への回答	令和7年5月27日（火）正午
参加申込関係書類の提出期限	令和7年5月30日（金）正午
企画提案書の提出期限	令和7年6月6日（金）正午

1次審査（書類審査）	令和7年6月11日（水）
1次審査結果通知	令和7年6月13日（金）
2次審査（プレゼンテーション審査）	令和7年6月18日（水）
2次審査結果通知	令和7年6月20日（金）
契約締結・事業開始	令和7年6月下旬頃
事業完了	令和8年1月30日（金）

16 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- （1） 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- （2） 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの。
- （3） ヒアリング等に出席しなかったもの。
- （4） 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの。
- （5） 見積書の金額が、4の契約限度額を超過したもの。

17 契約の締結等

（1） 契約の方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約とする。

（2） 契約内容

企画提案書等に基づき改めて契約候補者と協議を行い、見積書を徴した上で、別途設定する予定価格の範囲内で契約を締結する。ただし、協議が整わない場合又は契約候補者が辞退した場合は、次点の事業者（採用基準点を満たす者に限る。）と協議を行い、同様に見積書を徴した上で、予定価格の範囲内で契約を締結する場合がある。

18 その他の留意事項

- （1） 企画提案書の作成、提出等に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- （2） 提出期限以降の書類の差し替えや追加等は認めない。
- （3） 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とする。
- （4） 提出された企画提案書は返却しないとともに、契約候補者の選定以外に使用しない。
- （5） 企画提案書に含まれる著作権、特許権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。
- （6） 提案者が1者のみであった場合でも、本プロポーザルでの選定は実施する。
- （7） 本業務の実施については、この要領に定めるものの他、必要に応じて別に定める。

19 提出先及び問合せ先

〒861-0593

熊本県山鹿市山鹿511

山鹿市民医療センター事務部経営管理課総務係

TEL : 0968-44-2185

FAX : 0968-44-2420

電子メール : hp-soumu@yamaga-mc.jp